

## 16 「いじめ」への対応（学校いじめ防止基本方針）

### 1 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

判断にあたっては、次のことに留意する。

- （１）背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って判断する。
- （２）いじめられていても本人が否定する場合があるので、きめ細かく確認する。
- （３）いじめられた児童の主観を確認する際、周辺の状況等も客観的に確認する。
- （４）特定の教職員のみで判断しない。
- （５）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わない。
- （６）けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えるいじめもあるので見極めが必要
- （７）インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいる場合など、当該児童が苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導が必要である。
- （８）好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に苦痛を感じさせてしまったような場合は、行為を行った児童に悪意がなかったことを十分加味して対応する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- （１）冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- （２）仲間はずれ、集団による無視をされる。
- （３）軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- （４）ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- （５）金品をたかられる。
- （６）金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- （７）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- （８）パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 2 いじめの防止につとめる

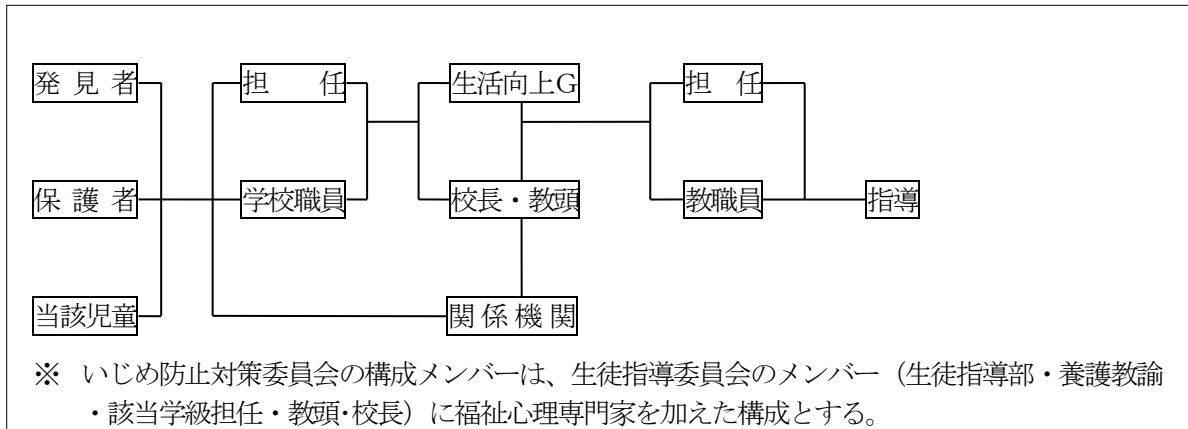
- ①いじめは、どの子どもにも起こりうる。
- ②全児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。  
⇒全児童が安心して生活できる学校づくりを目指す。

### 3 いじめの早期発見につとめる

- ①ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早期発見につとめる。
- ②定期的なアンケート調査や個人面談等で、いじめを訴えやすい体制を整える。
- ③次のような場合も「いじめ」と見なす。
  - ・特定の子と手をつなごうとしない。グループになりたがらない。
  - ・特定の子と机をつけようとしていない。
  - ・物を手渡しで渡すとき、特定の子から受け取ろうとしない。
  - ・特定の子の失敗に、いつも非難や嘲笑がわく。
  - ・特定の子の意見にいつも反論が出る。
  - ・特定の子に発言にだけ、いつも笑いが起きたり、「エッ」「なんで？」という反応がある。
  - ・特定の子の給食の盛りつけ方がいつもおかしい。
  - ・特定の子が休むと「ヤッター」のような声が出る。
  - ・ものの貸し借りで、特定の子だけが貸してもらえない。
  - ・特定の子が近づくと人が離れていく。

#### 4 いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合、ただちに生徒指導部が中心となり「いじめ防止対策委員会」をひらく。



- ②いじめられている子に事情を聞き、事実を確認する。
- ・「いじめられている子」の味方の立場で共感的に話を聞く。  
（「いつから」「相手はだれか」「どんな時にどんなことをされるか」「知っているのは誰か」）
- ③いじめ防止対策委員会で、指導方針を話し合う。
- 1段階…担任や学年の教師が指導に当たる。
  - 2段階…生徒指導部や教頭が指導に当たる。
  - 3段階…校長や心理・福祉等の専門家が指導に当たる。
  - 4段階…関係行政機関との連携・協力のもとに指導に当たる。

#### 5 保護者との連携

- ①いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ②保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

#### 6 いじめ発生後の対応

- ①継続的に指導・支援を行う。
- ②子どもの心のケアに努める。
- ③心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ④「いじめ」がなくなったことを確認するまで、指導・観察をゆるめない。

#### 7 いじめの解消

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月程度）継続していること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

#### 8 重大事態への対応

##### （1）重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

平成30年 4月 1日 「北海道いじめ防止基本方針」による一部改正を受けて、一部改訂  
平成30年 5月10日 「紋別市いじめ防止基本方針」による一部改正を受けて、一部改訂